

# 特定保健指導の質の向上のためのデータ分析事業

## 企画提案募集要領

### 1 趣旨

この要領は、特定保健指導の質の向上のためのデータ分析事業業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託業務の名称

特定保健指導の質の向上のためのデータ分析事業業務

### 3 委託業務の内容

別紙「特定保健指導の質の向上のためのデータ分析事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

### 4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

### 5 事業費（委託上限額）

金13,970,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、仕様書4（3）ハについて、県が認めた場合に限り省略も可能としているが、省略する場合は、事業費から相当額を減額することとする。

### 6 企画提案に応募できる者に必要な資格に関する事項

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (2) この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

### 7 スケジュール（予定を含む。）

- (1) 企画提案募集開始（県ホームページに掲載する。） 令和6年9月2日（月）
- (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 9月4日（水）午後3時
- (3) 参加申込書の提出期限 9月11日（水）午後5時
- (4) 企画提案書等の提出期限 9月17日（火）午後5時

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| (5) 選定委員会（プレゼンテーション審査） | 9月19日（木）（予定） |
| (6) 選考結果の通知            | 9月24日（火）（予定） |
| (7) 契約締結               | 10月中旬（予定）    |

## 8 企画提案書作成等に関する質問の受付

本業務への質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第3号）を提出すること。

- (1) 受付期限 令和6年9月4日（水）午後3時（必着）
- (2) 提出方法
  - イ 電子メールにより提出すること。
  - ロ 電子メールアドレスは、下記のとおりとする。  
[kensui-k2@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kensui-k2@pref.miyagi.lg.jp)（宮城県保健福祉部健康推進課健康推進第二班）
  - ハ 電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法
 

質問に対する回答は、令和6年9月6日（金）までに宮城県保健福祉部健康推進課のホームページに質問者の名を伏せた上で掲載する。参加申込者は必ず全ての質問・回答を確認すること。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 9 企画提案参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和6年9月11日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出書類
  - イ 企画提案参加申込書（様式第1号）：1部
  - ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）：1部
  - ハ 類似業務の受託実績（任意：契約書写や仕様書等）：1部
- (3) 提出方法 郵送又は持参とする。
- (4) 提出先 宮城県保健福祉部健康推進課健康推進班  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎6階）

## 10 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年9月17日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出書類
 

イ 企画提案書（任意様式。A4判片面印刷、表紙含み20ページ以内）	8部
ロ 概算見積書（任意様式）	8部
ハ 実施体制図（任意様式）	8部
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 提出先 宮城県保健福祉部健康推進課健康推進第二班  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎6階）
- (5) 提出書類への記載事項等
 

各提出書類には、次の内容を記載し、添付すること。

  - イ 企画提案書

企画提案書の作成に当たっては、仕様書に基づき、次の事項について記載すること。なお、仕様書4（3）ハについて、県が認めた場合に限り省略も可能としているが、提案時より省略する場合は、企画提案書に記載せず事業費から相当額を減額することとする。また、企画提案書に記載したにもかかわらず契約期間内に実施が困難な状況になった場合は、県に協議を行い、認められた場合にのみ変更契約を行い、事業費から相当額を減額することとする。

(イ) データの分析・傾向把握

- ・ 特定健診の状況
- ・ 特定保健指導の状況
- ・ 特定保健指導の結果分析

(ロ) 生活習慣病罹患率や医療費削減にかかる評価

- ・ 実施機関ごとの評価(効果測定)
- ・ 保健指導事業の有効性の定量評価

(ハ) 市町村へのデータ等の提供

- ・ 対象者に合わせた特定保健指導の介入プロセス（生活習慣改善パターン等）のシナリオを作成
- ・ 特定保健指導の有効性を定量的に見える化するシミュレーションツールの作成

ロ 概算見積書

(イ) 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。なお、仕様書4（3）ハの経費が分かるよう内訳を必ず記載すること。

(ロ) 本業務に係る経費は全て計上すること。

(ハ) イの提案内容の運用に年間の運用保守費用が生じる場合には、その見積書を併せて提出すること。

(6) 提出後の変更等

原則として、提出された書類の差替、変更、再提出及び撤回は認めない。

(7) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等は無効とする。

イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

ロ 本要領等の規定に従っていない場合

ハ 同一の事業者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

ニ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

ホ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

ヘ 下記11のプレゼンテーションに参加しなかった場合

(8) その他

イ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。

ロ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。

なお、取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。

ハ プレゼンテーションでプロジェクタ等を使用する場合には、企画提案書提出時に申し出ること。なお、この場合、プロジェクタ及びスクリーンについては県が用意するものとし、パソコン等その他の機材はプレゼンテーションを行う者が用意すること。

### 1 1 業務委託候補者の選考（企画提案書の審査）

県は、次のとおり選定委員会を開催し、提案者によるプレゼンテーションを基に審査を行い、各委員の評価点の合計が満点の6割以上となった提案者の中から、最も優れていると判断された提案者を業務委託候補者として選定する。

#### (1) 選定委員会（プレゼンテーション審査）

- イ 開催日 令和6年9月19日（木）（予定）
- ロ 実施会場 宮城県行政庁舎18階1803会議室（参加者に伝達）
- ハ 実施方法
  - (イ) プレゼンテーションへの出席者は、事業者ごとにそれぞれ2名以内とする。
  - (ロ) 1事業者当たりの持ち時間は45分以内（説明30分以内、質疑応答15分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
  - (ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原則として認めない。
- (ニ) 提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断された場合は、業務委託候補者として選定する。

#### (2) 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目		審査の視点
企画方針 (実施方針等の妥当性) (20点)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の内容、本県の状況を適切に把握・理解し、事業の案件を満たしているか。</li> <li>・提案内容は具体的で実現性があるか。</li> <li>・事業による成果の評価が可能な企画か。</li> </ul>
企画内容	(イ・ロ) 25点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供データを基本に分析する内容であるか。</li> <li>・県内市町村で実施している特定保健指導における課題や保健事業の傾向を明確化する内容であるか。</li> <li>・保健指導により行動変容が得られる介入方法を明確化・類型化する内容であるか。</li> <li>・市町村の特定保健指導の質の向上が期待できる内容であるか。</li> <li>・特定保健指導の有効性を定量的に示すことができる内容であるか。</li> </ul>
	(ハ) 25点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者に合わせた特定保健指導の介入プロセス（生活習慣改善パターン等）のシナリオが作成できるか。</li> <li>・シミュレーションツールは、特定保健指導の有効性が定量的に見える内容であるか。</li> <li>・シナリオやシミュレーションツールは容易に使用できる内容であるか。</li> </ul>

経済性（経費の妥当性） （10点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容に見合った見積額となっているか。</li> </ul> 参考：仕様書4（3）ハは1,054千円と設計。システム開発委託人件費単価表より試算。
業務遂行体制 （20点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施体制、運営方法、経費配分及び事業の効率性は適切か。</li> <li>・個人情報保護体制が整備され、プライバシーマークを取得しているか。</li> <li>・業務遂行能力を示す同種・類似業務の受注実績があるか。</li> </ul>

### （3）審査結果

選定結果については、後日、企画提案者全てに対し文書で通知するとともに、企画提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じないものとする。

#### 1.2 業務委託候補者選定後の取扱い

県は、選定された企画提案者1者と、業務委託仕様書に基づき見積合わせを実施し、予定価格の範囲内で業務を委託する。また、業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加除修正し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。

#### 1.3 その他

- （1）企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- （2）本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- （3）企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による選定を延期又は取り止めることがある。
- （4）企画提案者がいない場合には、選定委員会に諮った上で、再度募集を行うことができるものとする。
- （5）提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

#### 1.4 問合せ先

宮城県保健福祉部健康推進課健康推進第二班（担当：青木、後藤）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号（宮城県行政庁舎6階）

TEL：022（211）2624 FAX：022（211）2697

メールアドレス：[kensui-k2@pref.miyagi.lg.jp](mailto:kensui-k2@pref.miyagi.lg.jp)